

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市においては、平成26年度に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき「富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」も踏まえ、令和6年度まで2期10年間にわたり各種事業の展開を図ってきました。

しかしながら、全国的な状況と同様、少子化の流れを変えるには至っていません。子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安や負担の解消が課題となっています。また、子どもにおいては、そうした状況等を背景とした貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題、学校等でのいじめや不適切な指導などから子どもを守る権利擁護が重要な課題となっています。とりわけ、これから生まれてくる子どもや今を生きる子どもたち、さらに、これからの子育て当事者となり得る若い世代の人たち（以下、概ね30歳未満の人たちを広く捉える場合、「子ども・若者」といいます。）が、将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことのできるまちづくりを進めていくことが、少子化の流れを変えていくきっかけになります。

こうした状況を踏まえ、国において各種法律・制度の整備が進められる中、令和4年6月に「こども基本法」が制定され、令和5年12月には「こどもまんなか社会」を掲げた「こども大綱」が決定されました。「こどもまんなか社会」とは、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」とされています。市町村には、こうした社会の実現に向けた「こども大綱」や「都道府県こども計画」を踏まえた計画策定が求められています。

そのため、これまで各種事業の展開を図ってきた「富山市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎつつ、「こども大綱」や「富山県こども計画」を踏まえ、本市における子ども・若者施策及び子育て施策を総合的、計画的に推進するため、「富山市こども計画」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

図表1-1 直近5年間の主な法整備等の状況

年 月	動 向
令和3月6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。</li> </ul>
令和4月6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。</li> <li>・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。</li> </ul>
令和5年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を包含</li> </ul>
令和6年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間（令和17年3月31日まで）延長される。</li> <li>・「育児・介護休業法」等の一部改正（令和7年4月1日から段階的に施行） →柔軟な働き方を実現するための措置等が事業者の義務となり、育児のためのテレワークの導入が努力義務化される。</li> </ul>
令和6年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。</li> <li>・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取組が強化される。</li> </ul>

## 2 計画の性格

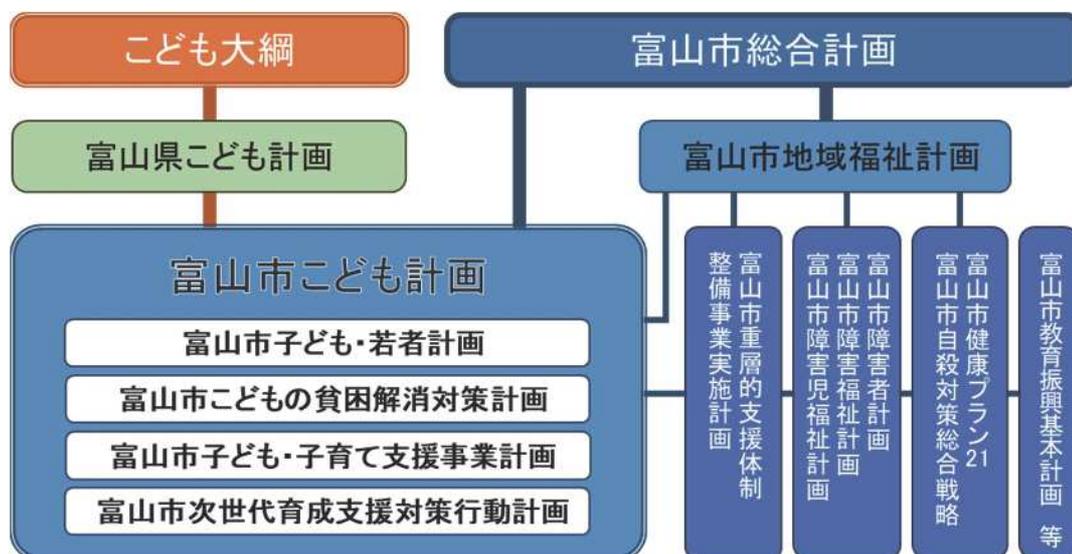
### (1) 計画の位置付け

この計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」です。

本市においては、この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」を含み、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体的に策定、推進します。

なお、この計画は、「こども大綱」や「富山県こども計画」を勘案し、富山市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画をはじめ、重層的支援体制整備事業実施計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画などの本市の関連計画と整合や連携を図り、策定、推進します。

図表 1-2 計画の位置付け



※この計画において、「富山市こどもの貧困解消対策計画」は「第2期富山市こどもの貧困解消対策計画」、「富山市子ども・子育て支援事業計画」は「第3期富山市子ども・子育て支援事業計画」となります。

## (2) SDGsの推進

本市は、「SDGs未来都市」として、様々な行政計画にSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰一人取り残さないまちづくりを推進しています。SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、このうち、子ども・若者と子育てに関するすべての課題の解決に資するものです。

図表1-3 SDGsにおける17のゴール



### 3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の期間は、5年と定められています。

したがって、この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、計画の見直しを行います。